

令和2年度第2回 江南市個人情報保護審議会 議事録

- 日 時 令和3年2月3日（水）～令和3年2月17日（水）
- 委 員 委員5名（浅野總一郎、倉知正憲、矢野和雄、朱宮光輝、大島康司）
- 資 料
 - ・小中学校におけるクラウドサービスの利用に伴う通信回線結合による保有個人情報の提供について（諮問）
 - ・小中学校におけるクラウドサービスの利用に伴う通信回線結合による保有個人情報の提供について（資料）

●議題 小中学校におけるクラウドサービスの利用に伴う通信回線結合による保有個人情報提供について

- 委員 クラウドを利用する児童生徒が閲覧できる保有個人情報は、どのようなデータが閲覧できるのか。
- 教育課 クラウドサービスを利用する児童生徒本人の保有個人情報が閲覧可能となります。また、G suite for Education 内における Google Classroom に招待された児童生徒は、その Classroom 内に招待されている児童生徒の氏名等を閲覧することができます。
- 委員 令和3年4月より児童生徒へアカウントを発行するとあるが、誰が行うのか。
- 教育課 教育委員会事務局にてランダムのパスワードを付与した上で、アカウントを発行します。
- 委員 卒業後の児童生徒のアカウントやクラウド上のデータはどのように消去されるのか。
- 教育課 対象児童生徒のアカウントを削除することで、アカウントの削除と併せて対象児童生徒のクラウド上のデータが消去されます。
- 委員 今後の運用方法や学習指導マニュアルはどのようになっているか。
- 教育課 新年度に向けて「江南市学校情報セキュリティポリシー」について、クラウド利用の規定を明記するため改正を進めているところです。また、各校でのタブレット端末における使用ルールや学習指導マニュアルについても、指導主事と連携のうえ作成を進めているところです。
- 委員 閲覧できる個人情報は、学校教員と児童生徒で異なっていることから、当該児童生徒が他の児童生徒の情報を誤って参照しないよう設定は十分に確認していただきたい。
- 教育課 十分確認したうえで作業します。
- 委員 契約が終了する場合は、速やかに契約した個人情報を破棄する要請を検討してほしい。
- 教育課 契約終了時点においては、速やかに個人情報を廃棄するよう要請します。

2 江個審答申第 2 号

令和 3 年 2 月 26 日

江南市教育委員会 御中

江南市個人情報保護審議会

会長 浅野 総一郎

小中学校におけるクラウドサービスの利用に伴う通信回線結合による保有個人情報
の提供について（答申）

令和 3 年 2 月 1 日付け 2 江教第 1153 号で諮問のありましたこのことについて、下記
のとおり答申します。

記

1 諮問内容

小中学校におけるクラウドサービスの利用に伴う通信回線結合による保有個人情報
の提供について

2 審議結果

本諮問について、江南市個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づき、慎重に
審議した結果、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがない
と認められるため、通信回線結合による保有個人情報の提供は、適当であると判断
する。